

平成29年1月23日

平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等

平成28年12月22日に閣議決定された「平成29年度税制改正の大綱」等に関連して、現段階における平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について、別添のとおり地方団体に連絡しました。

自治税務局企画課

滝税務企画官、榎戸係長

代表 03-5253-5111 内 23511、23514

直通 03-5253-5658

FAX 03-5253-5659

事 務 連 絡  
平成29年1月23日

各都道府県税制担当課  
各都道府縣市町村担当課  
各都道府県財政担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市税制担当課  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治税務局 企 画 課  
都道府県税課  
市町村税課  
固定資産税課

平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての  
留意事項等について

政府は、「平成29年度税制改正の大綱」について平成28年12月22日に閣議決定したところであります。また、これに先立ち、「平成29年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）が平成28年12月8日にとりまとめられたところであります。

現在、「平成29年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところでありますが、さしあたり現段階における平成29年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

## 第一 平成29年度地方税制改正

平成29年度地方税制改正においては、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税等の見直しや居住用超高層建築物に係る課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。

### 1 留意事項

平成29年度地方税制改正については、次の事項にご留意いただきたい。

#### (1) 個人住民税

##### ① 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うこととしていること。

##### ア 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとすること。なお、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととすること。

所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円

##### イ 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下（現行：38万円超76万円未満）とし、その控除額を次のとおりとすること。なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできないこととすること。

##### (ア) 合計所得金額900万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 90万円以下	33万円	105万円超 110万円以下	16万円
90万円超 95万円以下	31万円	110万円超 115万円以下	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	115万円超 120万円以下	6万円
100万円超 105万円以下	21万円	120万円超 123万円以下	3万円

(イ) 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 90 万円以下	22 万円	105 万円超 110 万円以下	11 万円
90 万円超 95 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	8 万円
95 万円超 100 万円以下	18 万円	115 万円超 120 万円以下	4 万円
100 万円超 105 万円以下	14 万円	120 万円超 123 万円以下	2 万円

(ウ) 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 95 万円以下	11 万円	110 万円超 115 万円以下	4 万円
95 万円超 100 万円以下	9 万円	115 万円超 120 万円以下	2 万円
100 万円超 105 万円以下	7 万円	120 万円超 123 万円以下	1 万円
105 万円超 110 万円以下	6 万円		

ウ 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成 31 年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填すること。

エ 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに伴い、調整控除の対象となる配偶者控除及び配偶者特別控除における所得税と個人住民税の控除額の差額は、次のとおりとなること。

(ア) 配偶者控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	所得税と個人住民税の控除額の差額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	5 万円	10 万円
900 万円超 950 万円以下	4 万円	6 万円
950 万円超 1,000 万円以下	2 万円	3 万円

(イ) 配偶者特別控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	所得税と個人住民税の控除額の差額	
	配偶者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額
	38 万円超 40 万円未満	40 万円以上 45 万円未満
900 万円以下	5 万円	3 万円
900 万円超 950 万円以下	4 万円	2 万円
950 万円超 1,000 万円以下	2 万円	1 万円

オ 上記ア、イ及びエの改正は、平成 31 年度分以後の個人住民税から適用すること。

② 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲されることに伴い、道府県から指定都市へ個人住民税所得割の税率 2% 相当分を税源移譲することとしていること。

ア 個人住民税所得割の標準税率等

(ア) 指定都市に住所を有する者について、個人住民税所得割の標準税率を次のとおりとすること。

	現行	改正案
道府県民税	4%	2%
市民税	6%	8%

(イ) 指定都市に住所を有する者について、分離課税等に係る指定都市所在道府県分と指定都市分の税率割合（上場株式等に係る配当所得の分離課税の税率等）及び税額控除の割合（寄附金税額控除の控除割合等）等を、原則として、税源移譲後の道府県民税（2%）と市民税（8%）の割合に合わせて改めること。

(ウ) (ア)及び(イ)の改正は、平成30年度分以後の個人住民税から適用すること。

(エ) 平成30年度分個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、平成29年度の収入となる個人住民税（退職所得の分離課税に係る所得割を除く。）並びに平成30年度の収入となる個人住民税のうち給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるもので、平成30年4月及び5月に支払われる給与等に係るものについて、指定都市所在道府県から指定都市へ税源移譲相当額を交付すること。

#### イ 退職所得の分離課税に係る所得割の税率に関する特例等

(ア) 退職所得の分離課税に係る所得割の税率については、上記アにかかわらず、当分の間、現行どおりとすること。

(イ) 指定都市に住所を有する者に係る道府県民税の税率2%相当分を、指定都市所在道府県から指定都市へ交付すること。

(ウ) 交付金の対象は、平成29年4月1日以後に納期限の到来する退職所得の分離課税に係る所得割とすること。

#### ウ 「市町村民税所得割額」を利用している福祉・教育制度等に係る対応

税源移譲後、各地方団体における「市町村民税所得割額」を給付の受給要件や利用者負担の決定等の基準として利用する福祉・教育制度等においては、指定都市と他の市町村で適用される税率が異なることとなることから、例えば、1月1日現在、指定都市に住所を有していた者が、転居等により指定都市以外の市町村で各制度を利用する場合、従前より当該市町村に住所を有している者と比較して、不公平な取扱いとならないよう、関係省庁における対応を踏まえ、社会福祉部局等と連携して条例等の改正や実務面での準備等の対応が必要となること。

また、各地方団体において独自に実施している制度においても、「市町村民税所得割額」を利用している場合は、社会福祉部局等と連携して、同様の対応を行うとともに、「市町村民税所得割額」とは異なる基準への変更について検討されたいこと。

## (2) 車体課税

### ① 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

エコカー減税については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で、次のとおり2年延長することとしていること。その実施

に当たっては、段階的に基準を引き上げることとしていること（乗用車のみ）。また、対象となる自動車の範囲に、乗用車等の国際調和燃費・排出ガス試験方法（いわゆるWLT P）による平成30年排出ガス規制に適合するもの（3.5t以下の自動車）及び石油ガス自動車（LPG車）を追加することとしていること。

ア 乗用車

区 分		軽減率		
		平成 29 年度	平成 30 年度	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減又は平成30年規制適合）、クリーンディーゼル車（ポスト新長期規制適合又は平成30年規制適合）		非課税	非課税	
ハイブリッド車 LPG車 ガソリン車	2020年度燃費基準+40%達成		80%軽減	
	2020年度燃費基準+30%達成			
	2020年度燃費基準+20%達成		60%軽減	60%軽減
	2020年度燃費基準+10%達成		40%軽減	40%軽減
	2020年度燃費基準達成		20%軽減	20%軽減
	2015年度燃費基準+10%達成			

（注）ガソリン車・LPG車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

イ トラック・バス

【重量車】（車両総重量3.5t超）

区 分		軽減率	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）		非課税	
ハイブリッド車 ディーゼル車	2015年度燃費基準+15%達成	75%軽減	
	2015年度燃費基準+10%達成		
	2015年度燃費基準+5%達成		50%軽減
	2015年度燃費基準達成		25%軽減

（注）ディーゼル車・ディーゼルハイブリッド車は、いずれもポスト新長期規制NOx・PM+10%低減達成車又は平成28年規制適合車に限る。

【中量車】 【軽量車】

重量車と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費（平成27年度燃費基準）の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて、税率を軽減。

② 自動車取得税における中古車特例の見直し

中古車特例については、これまでと同様にエコカー減税の要件を満たす中古車を対象とすることとし、2年延長することとしていること。

③ 自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し

グリーン化特例（軽課）については、重点化を行った上で次のとおり2年延長するとともに、自動車税におけるグリーン化特例（重課）についても、現行の措置を2年延長することとしていること。また、軽課の対象となる自動車の範囲に、平成30年排出ガス規制に適合するもの（3.5t以下の自動車）を加えることとしていること。

**自動車税** (H29.4.1~H31.3.31 取得分)

区 分	軽減率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減又は平成30年規制適合）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合又は平成30年規制適合）	75% 軽減
2020年度燃費基準+30%達成	
2020年度燃費基準+10%達成	50% 軽減

**軽自動車税** (H29.4.1~H31.3.31 取得分)

区 分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減又は平成30年規制適合）	75% 軽減
2020年度燃費基準+30%達成	50% 軽減
2020年度燃費基準+10%達成	25% 軽減

（注）電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

④ 自動車メーカーの不正行為に関する所要の措置

平成28年に発覚した燃費試験不正問題を受けて、自動車メーカーの不正に伴う自動車取得税等の不足税額について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課する措置を講ずることとしていること。

⑤ その他の特例措置の新設・延長等

ア 軽井沢スキーバス事故を受け、車両総重量が12tを超えるバス等のうち、車線逸脱警報装置を装備したものについて、自動車取得税の課税標準の特例措置を設けることとしていること（平成29、30年度取得分）。

イ 都道府県の条例に定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長することとしていること。

ウ 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシーに係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長することとしていること。

エ 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長することとしていること。

オ 被災代替自動車として取得した自動車に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長することとしていること。

(3) 固定資産税等

- ① 平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置についてはその期限の到来をもって終了するものとし、サービス産業等の賃金改善と生産性向上に向けて、残余の2年間に限り、地域・業種を限定した上で、その対象に、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。）のうち一定のものを追加することとしていること。この「地域・業種を限定」とは、最低賃金が全国平均未満の地域にあっては全ての業種、最低賃金が全国平均以上の地域にあっては労働生産性が全国平均未満の業種に限定するものであること。

なお、「平成29年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）（以下「与党税制改正大綱」という。）においては、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持することとしていること。

- ② 居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて全国一律に設定する「階層別専有床面積補正率」により補正するよう見直すこととしていること。

この改正は、平成30年度から新たに課税されることとなるもの（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用することとしていること。

- ③ 保育の受け皿整備の促進のため、次の措置を講ずることとしていること。

ア 企業主導型保育事業に係る固定資産税、都市計画税及び事業所税の課税標準の特例措置の創設。

イ 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の課税標準の特例措置における地域決定型地方税制特例措置（以下「わがまち特例」という。）の導入。

このわがまち特例は、固定資産税及び都市計画税については、平成30年度分以後の年度分から適用し、不動産取得税については、所要の経過措置を講じた上、平成29年4月1日以後の取得について適用する。

- ④ 緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地（仮称）の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。

- ⑤ JR二島会社（JR北海道及びJR四国）の事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（いわゆる二島特例）並びにJR二島会社及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（いわゆる承継特例）を5年延長することとしていること。

- ⑥ 小規模不動産特定共同事業（仮称）等において取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- ⑦ 投資法人等（Jリート）が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象施設にヘルスケア施設を追加した上で2年延長することとしていること。

(4) 法人住民税・法人事業税

① 法人事業税の分割基準の見直し

ア 電気供給業に係る法人事業税の分割基準について、次のとおり見直すこととしていること。

	現 行	改正案
発電事業		現行と同じ
送配電事業	課税標準の 3/4 : 事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の 1/4 : 事務所又は事業所の固定資産の価額	課税標準の 3/4 : 事務所又は事業所の所在する都道府県において発電所に接続する電線路（一定の要件を満たすものに限る。）の送電容量 課税標準の 1/4 : 事務所又は事業所の固定資産の価額
小売電気事業		課税標準の 1/2 : 事務所又は事業所の数 課税標準の 1/2 : 従業者の数

イ 事務所若しくは事業所の固定資産で発電所の用に供するものを有しない場合の発電事業又は発電所に接続する電線路を有しない場合の送配電事業については、上記アにかかわらず、課税標準を事務所又は事業所の固定資産の価額により関係都道府県に分割することとしていること。

ウ 上記アに伴い、昭和57年度の法人事業税の分割基準の見直しの際に設けられた経過措置を廃止することとしていること。

エ 上記の改正は、地方税の年度改正法の公布の日以後に終了する事業年度から適用することとしていること。

- ② 今般、法人税において研究開発税制の見直しや地域中核企業向け設備投資促進税制の創設などの各種税制措置の見直し等が行われることを踏まえ、法人住民税及び法人事業税において国税に準ずる措置を講ずることとしていること。

なお、法人税の所得拡大促進税制の見直しに伴い、法人事業税付加価値割の所得拡大促進税制について、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であることとの要件に見直すこととしていること。

(5) 地方消費税

- ① 地方消費税の清算基準について、次のとおり見直しを行い、平成29年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしていること。
- ア 消費に相当する額の75%のウエイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、小売年間販売額について、商業統計の「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額から、「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」による「年間商品販売額」の欄の額を除外した額とすることとしていること。
- イ 消費に相当する額の25%のウエイトを占める人口及び従業者数について、その割合を3：2から7：3に変更することとしていること。
- ② 消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日が平成31年10月1日に変更されたこと等に伴い、次の事項にご留意いただきたいこと。
- ア 地方消費税に係る徴収取扱費について、次のとおり見直しを行い、平成29年度から適用することとしていること。
- （ア）譲渡割に係る徴収取扱費  
徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）×0.60%
- （イ）貨物割に係る徴収取扱費  
徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）×0.60%
- イ 消費税の軽減税率制度の導入については、次の事項にご留意いただきたいこと。
- （ア）消費税の軽減税率制度の導入時期は、平成31年10月1日に変更されていること。同日以降、軽減税率対象品目（酒類及び外食を除く飲食料品並びに週2回以上発行される定期購読の新聞）に対する税率は、8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）となること。
- （イ）適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の導入時期は、平成35年10月1日に変更されていること。
- （ウ）軽減税率制度の導入に当たっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保するため、平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされていること。
- （エ）軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように、政府に必要な体制を整備し、事業者の準備状況等を検証しつつ、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための対応を進めているところであるが、これに関し、各地方団体においては、「消費税の軽減税率制度の実施に向けた対応について」（平成29年1月23日付け自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、国等と十分に連携を図りつつ、広報・周知、事業者等からの相談への対応、軽減税率制度実施協議会（仮称）の開催や運営への協力など、制度の円滑な導入に向けた各般の施策の実施につき、適切に対応されたいこと。
- ウ 引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化  
引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会

保障施策に要する経費に充てるものとするのが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施されたいこと。

平成27年度決算は、消費税率（国・地方）8%段階における地方消費税収が平年度化する初年度の決算であることから、この決算以降の各決算及び平成29年度以降の各年度の予算については、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化を確実にいき、継続的に住民への説明責任を果たすこと。

#### エ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であること。

転嫁対策については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）及び「消費税率（国・地方）の引上げについて」（平成25年10月1日付け自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、各地方団体において、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談への対応などに取り組んでいただいているところであるが、昨今においてもなお、同法の規定に違反する行為が見受けられることから、地方団体においては、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について引き続き積極的に取り組んでいただく必要があること。

また、公的部門における違反行為が生じることのないよう、同法の遵守や調達等契約事務の適切な運用について、関係部局への周知、連携等にもご留意いただきたいこと。

#### オ 広報の実施等

消費税率（国・地方）の引上げ等の社会保障と税の一体改革については、その意義や必要性、10%への引上げ及び軽減税率制度の導入の時期の変更とそれに伴う対応などについて、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。

地方消費税率の引上げ等についての地方団体による広報等施策の実施については、既に取り組んでいただいているところであるが、国と連携を図りつつ、引き続き適切に取り組んでいただきたいこと。

また、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているのでご配慮いただきたいこと。

#### (6) 軽油引取税

「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（平成11年法律第60号）、「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（平成12年法律第145号）、「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」（平成16年法律第113号）又は「国際平和共同対処事態に

際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成27年法律第77号）に基づき外国の軍隊等に提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととする等の措置を講ずることとし、平成29年4月1日以後に行う免税軽油の提供について適用することとしていること。

(7) 災害に関する税制上の措置

① 固定資産税及び都市計画税に係る措置

ア 被災代替家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準等の特例措置を常設化することとしていること。

イ 被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充することとしていること。

ウ 上記ア及びイの改正は、平成28年4月1日以後に生じた震災等の事由によるものについて、平成29年度分以後の年度分から適用することとしていること。

② 個人住民税における住宅取得等に係る措置

ア 住宅借入金等を有する場合の個人住民税額の特別控除の適用を受ける住宅（以下「従前住宅」という。）が災害により居住の用に供することができなくなった場合又は災害に際し「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）が適用された市町村の区域内に所在する従前住宅をその災害により居住の用に供することができなくなった者が住宅の取得等をした場合に、所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を、次の控除限度額の範囲内で減額することとしていること。

居住年	控除限度額
平成11年1月～平成18年12月 平成21年1月～平成26年3月	所得税の課税総所得金額等 ×5%（最高9.75万円）
平成26年4月～平成33年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7%（最高13.65万円）

（注）平成26年4月から平成33年12月までの欄の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合（東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合を含む。）の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等×5%（最高9.75万円）とする。

この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填するものであること。

イ 上記の改正は、平成30年度分以後の個人住民税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずることとしていること。

## (8) 納税環境整備等

### ① 地方税犯則調査手続の見直し

国税犯則調査の手続の見直しに伴い、地方税犯則調査の手続について、次のとおり見直しを行うこととしていること。

ア 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法など電磁的記録に係る証拠収集手続の整備を図ること。

イ 強制調査の夜間執行制限の緩和など「関税法」（昭和29年法律第61号）に定める犯則調査手続等を踏まえた地方税犯則調査手続の整備を図ること。

ウ 全ての税目を地方税犯則調査手続の対象とすること。

エ 通告処分の対象範囲は、基本的に現行どおりとし、その他所要の規定の整備を図ること。

オ 上記の改正は、平成30年4月1日から施行すること。

### ② 申告要件の見直し

外国税額控除制度、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）及び付加価値割の所得拡大促進税制等について、その適用に係る申告要件につき、納税者の立証すべき事項及び当初申告の要否を明確化し、要件を満たす場合には控除額を変更できることを明らかにすることで、地方団体の長が増額更正をする場合において連動的に控除額を増加できるものとする事としてしていること。

### ③ 無限責任社員の第二次納税義務の整備

無限責任社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、士業法人の社員を加えることとしていること。

（注）上記の「士業法人」とは、税理士法人、弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び外国法事務弁護士法人をいう。

## (9) 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税については、航空機燃料税の税率を引き下げる措置及び航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を3年延長することとしていること。

## 2 今後の検討事項等

与党税制改正大綱においては、地方税制と関連する主な今後の検討事項等について、次のとおり記載されているので、ご留意いただきたい。

### (1) 個人所得課税改革

経済社会の著しい構造変化の中で、（略）若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。（略）個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

## (2) 車体課税

消費税率 10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

## (3) 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

## (4) 法人事業税の収入金額課税

現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う。

## (5) 地方消費税

地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

(6) ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。

(7) 都市農業の振興に係る税制上の措置

都市農業については、「都市農業振興基本計画」（平成28年5月13日閣議決定）に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、生産緑地が貸借された場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討し、早期に結論を得る。

3 改正増減収、平成29年度の地方税収見込額等

- (1) 平成29年度の税制改正に伴う地方税の影響額として11億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを1億円の増収、国の税制改正の影響に伴うものを12億円の減収と見込んでいる。

なお、この他に、国の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の影響額として3億円の減収を見込んでいる。

- (2) 平成29年度の地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、3,641億円、0.9%の増の39兆1,383億円（道府県税にあっては0.4%の減、市町村税にあっては2.1%の増）になるものと見込まれる。主要税目では、道府県民税のうち所得割2.4%の増、法人税割5.3%の増、法人事業税3.7%の増、地方消費税5.2%の減、市町村民税のうち所得割2.6%の増、法人税割3.8%の増、固定資産税（交付金を除く。）1.9%の増となる見込みである。

この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要がある。

なお、平成29年度の地方税収の見積りにあたっては、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 平成28年度地方税制改正による資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人に係る法人事業税所得割の税率3.6%への引下げと外形標準課税の8分の5への拡大の影響が、平成29年度にほぼ平年度化するものであること。
- ② 平成29年度における地方消費税収は、平成29年1月末日及び平成30年1月末日が平日であるため、平成26年度から平成28年度に発生した、税収の一部が翌年度に繰り越されることに伴う増減収の影響は生じないこと。
- (3) 地方譲与税の収入見込額は、2兆5,364億円（前年度比1,042億円、4.3%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,560億円（同18億円、0.7%減）、石油ガス譲与税83億円（同10億円、10.8%減）、航空機燃料譲与税149億円（前年度同額）、自動車重量譲与税2,560億円（同66億円、2.5%減）、特別とん譲与税125億円（前年度同額）及び地方法人特別譲与税1兆9,887億円（同1,136億円、6.1%増）となっている。

## 第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 行政を効率化し、国民の利便性を高めるため、マイナンバー制度が導入され、平成28年1月1日からは個人番号・法人番号の利用が開始されていることから、累次の法令改正や技術的助言等を踏まえ、番号を利用すべき手続については、番号記載開始時期として定められた時期から円滑かつ適切に番号の利用を行うこと、また、個人番号の提供を受ける際には、関係法令や個人番号利用事務実施者として定めている告示等に基づき、適切に本人確認措置を実施すること。

さらに、地方団体が保有する税務情報は秘匿性の高い情報であることから、各地方団体において税務情報を取り扱う際には、漏えい対策に十分に留意するとともに、基幹税務システムをはじめ個人番号を含む特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ対策を適切に実施すること。その際、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）に基づく措置を適切に運用いただきたいこと。

また、平成29年7月からは、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携が予定されていることから、地方税関係情報の正本がデータ標準レイアウトで示したとおりに副本登録されていること及び情報連携による照会事務が正しく実施できることを総合運用テスト等を通じて最終確認し、所要の環境整備を行うこと。

なお、情報提供ネットワークシステムを介した住民登録外課税者に係る地方税情報の照会に対する回答方法については、「情報提供ネットワークシステムを介した住民登録外課税者に係る地方税情報の照会に対する回答方法について」（平成28年11月28日付け自治税務局市町村税課長通知）に留意の上、適切に対処されたいこと。

- (2) 住民登録外課税通知については、既に「住民登録外課税通知の電子的送付について」（平成28年11月28日付け自治税務局市町村税課長通知）で通知したとおり、住民登録外課税通知の早期化により情報提供ネットワークシステムを介した情報連携に係る事務の効率化を図るため、平成29年度よりeLTAXを通じて電子的送付を行うことが可能となるところであり、原則として、全ての市区町村で5月末までに電子的送付を行うこと。
- (3) 平成29年1月から、給与支払報告書及び源泉徴収票について、eLTAXを利用して一括して作成・提出を可能とすること（電子的提出の一元化）、市区町村の申告書作成システム等で作成された所得税申告書等について、専用回線を活用し当該申告書等データを直接国税当局に送信すること（申告データ連携）としており、これらは、国税当局及び地方団体の双方の税務行政の効率化のみならず、納税者の利便性向上につながるものであるため、市区町村においては、電子的提出の一元化に係る周知・広報及び申告データ連携への積極的な参加をしていただきたいこと。
- (4) eLTAXにおける電子申告等受付サービスについては、納税者の利便性向上、税務事務の効率化に資するものであり、給与支払報告書の電子的提出及び電子申告については、関係する全ての地方団体において受け付けられるようになって

ていること。

さらに、法人設立届等の電子的提出（申請・届出）について、平成29年4月には、全47都道府県中45都道府県、全1,741市区町村中1,732市区町村と、ほとんどの地方団体で受け付けられるようになっていること。

また、平成27年度における電子申告の利用率は、都道府県における法人住民税・法人事業税・地方法人特別税の申告については56.1%、市町村における給与支払報告書の提出については32.6%、法人市町村民税の申告については57.4%となっている一方で、固定資産税（償却資産）及び事業所税の申告については、それぞれ22.2%、11.2%となっている状況を踏まえ、事業所等におけるeLTAXの利用は、地方団体の課税事務の一層の効率化にも資することから、法人、個人事業主、税理士等への積極的なPRに努めるなどeLTAXの利用促進について、引き続き取り組んでいただきたいこと。

- (5) 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知は、平成28年度から可能となったところであるが、平成28年度課税分の個人住民税において対応した市区町村数は低調となっているため、特別徴収義務者における事務効率化、特定個人情報の保護及び市区町村におけるコスト削減の観点等を踏まえ、積極的に取り組んでいただきたいこと。
- (6) 電子納税の推進については、与党税制改正大綱の第一「基本的考え方」において、「地方税における電子納税の推進のため、地方公共団体が共同で収納を行う方策について、地方公共団体の意向に十分配慮しつつ、検討を行う。」とされたところであり、今後、（一社）地方税電子化協議会を中心に実務的な検討が進められる見込みであることから、その動向にご留意いただきたいこと。
- (7) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、いやしくも課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努められたいこと。このうち徴収対策については、上位3分の1の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として、平成28年度以後、基準財政収入額の算定に段階的に反映することとされたことも踏まえ、一層の取組を促進する必要があること。コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納等の活用など納税者が税を納付しやすい納税環境については、平成29年7月からマイナポータルの運用が開始され、電子申告及び電子納付による納税者の利便性向上が重要になるため、費用対効果の観点も踏まえながら、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があること。また、悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要があること。一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。
- (8) 滞納整理などの徴収事務においては、関連法令等に関する専門的な知識や経験の蓄積が求められる一方で、行革の推進等により地方団体の税務職員数は減少傾向にあることから、税務職員に対する研修等の充実に加え、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等

も併せて検討することが求められること。

- (9) わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあつては、当該対象に係る地方税を賦課徴収する上で、参酌基準による場合も含め、課税標準の特例割合等を定める条例を制定することが必要であること。

また、わがまち特例については、国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにするという趣旨を踏まえ、特例措置が地域の実情に即し、適切な政策効果を発揮できるよう、各地方団体において十分に議論することが重要であること。

- (10) 平成26年度税制改正による個人住民税の給与所得控除における上限の引下げの影響は、平成29年度分以後の個人住民税から漸次生じること。

- (11) ふるさと納税（地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除）に係る返礼品（特産品）の送付への対応については、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成28年4月1日付け総務大臣通知）において、ふるさと納税に係る寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請しているところであること。引き続き、次の点に留意の上、適切に対処されたいこと。

- ① ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

- ・ 「返礼品（特産品）の価格」や「返礼品（特産品）の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。

(ア) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

(イ) 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）

(ウ) 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）

- ② ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品（特産品）の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

- ③ 各地方団体においては、上記①及び②を踏まえ、返礼品（特産品）の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。
- (12) 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）については、平成28年度補正予算（第2号）において所要の予算が計上されており、引き続き給付が実施されることとされていること。
- この臨時福祉給付金（簡素な給付措置）は、消費税率（国・地方）の引上げとの関係も含め税務行政と極めて密接な関連性を有する事務であることなどから、各地方団体におかれては、「簡素な給付措置に係る税務情報の取扱い等について」（平成25年11月21日付け自治税務局市町村税課事務連絡）で通知している留意事項等も踏まえ、積極的にご協力いただきたいこと。
- (13) 平成30年度固定資産の評価替えについては、「平成30年度固定資産の評価替えに関する留意事項について」（平成28年5月31日付け自治税務局資産評価室長通知）で示している内容を踏まえた上で、その事務が円滑に進められるよう、適切に対応されたいこと。
- (14) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえると、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。
- また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。
- (15) 地方のたばこ税については、平成27年度税制改正において、旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率が廃止され、平成28年度から平成31年度にかけて、段階的に税率の引上げが行われることとなっていること。これに伴い、各年度の4月1日において、これまでのたばこ税の税率引上げの場合と同様、旧3級品の紙巻たばこを販売するため一定数量以上所持する者に対して、国と地方が協力しながら手持品課税を行うこととしていること。
- (16) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。
- (17) 災害等による申告等の期限延長制度について、国税においては、国税庁長官が、災害等のやむを得ない理由により、納税者の多数にわたり期限までに申告等をすることができないと認める場合には、その対象者の範囲及び期日を指定して、当該期限の延長ができることとする拡充措置を講ずることとしていることを踏まえ、適切に対応いただきたいこと。
- (18) 租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組み等、引き続き、その充実に向けた取組みを推進していただきたいこと。